

昭和二十五年十二月八日受領  
答 弁 第 六 七 号

(質問の 六七)

内閣衆質第六七号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出中華民國との貿易決済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出中華民國との貿易決済に関する質問に対する答弁書

一 日本と中華民國との決済については、去る九月六日に調印された日台協定によりすべてオープン・アカウント決済によることとなつてゐるが、それまでは昭和二十三年並びに昭和二十四年司令部より中国ミツシヨン宛のメモランダムによる旧オープン・アカウント(A・B・Rの区別があつた)による決済と、日本への輸入先行によるエスクロー信用状決済によるものがあつた。新協定調印後はエスクロー信用状による決済は廃止され、また旧オープン・アカウントは、原則として使用を停止して新オープン・アカウントに引継がれることとなつており、目下清算中である。

二 未済金七、〇〇〇万ドルという数字は誤りで、旧オープン・アカウント勘定の帳尻は、十一月二十日現在における日銀為替局の調査によれば約七〇〇万ドル日本が受取勘定となつており、この未済分は逐次新勘定に移され、遅くとも昭和二十八年一月一日までに清算されることになつてゐる。

右答弁する。